

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部技術管理課長  
(工事品質管理S)

建設工事におけるウィークリースタンスの取り組みについて（送付）

「働き方改革関連法」が令和元年4月1日施行され、令和6年4月1日より建設事業においても時間外労働の上限規制が適用対象となります。

そのため、島根県農林水産部及び土木部が発注する建設事業において、受発注者が協力・協働し、働き方改革に取り組むことを目的とし、下記のとおり特記仕様書を追加しましたので、お知らせします。

なお、本内容については、島根県のホームページに掲載します。

記

- 1 取組内容 工事特記仕様書に「建設工事ウィークリースタンスに関する特記仕様書」を追加（詳細は別紙のとおり）
- 2 適用 令和6年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事から適用  
ただし、適用期日以前に契約した工事についても受発注者協議により、積極的に取り組むものとする。
- 3 公開HP 島根県トップ／環境・県土づくり／技術管理（技術管理情報）／島根県公共工事共通仕様書／工事特記仕様書

(問い合わせ)

土木部技術管理課

工事品質管理スタッフ

TEL 0852-22-5651 FAX 0852-25-6329